

## 川越市社会福祉審議会条例

平成14年12月24日

条例第29号

(趣旨等)

第1条 この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第7条第1項の規定に基づき設置する社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関に関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の合議制の機関の名称は、川越市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)とする。

(調査審議事項の特例)

第2条 審議会は、社会福祉法第12条第1項の規定により、児童福祉に関する事項を調査審議するものとする。

2 前項の児童福祉に関する事項には、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項に規定する機関が同項の規定により処理する事務(次項において「処理事務」という。)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条に規定する機関が同条に掲げる規定によりその権限に属させられた事項(次項において「権限事項」という。)を含むものとする。

3 審議会は、処理事務を処理する場合にあっては子ども・子育て支援法第77条第1項に規定する機関と、権限事項を調査審議する場合にあっては就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条に規定する機関とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 特別の事項を調査審議するため置かれた臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第4条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、福祉部福祉推進課において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 川越市社会福祉審議会条例(昭和62年条例第19号)は、廃止する。
- 3 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和43年条例第3号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則 (平成15年3月18日条例第3号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月20日条例第3号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年6月27日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 川越市社会福祉審議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、川越市社会福祉審議会条例（平成14年条例第29号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、川越市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(副委員長)

第2条 審議会に副委員長一人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門分科会)

第3条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第11条第1項の規定による民生委員審査専門分科会及び身体障害者福祉専門分科会並びに法第12条第2項の規定による児童福祉専門分科会のほか、法第11条第2項の規定により、地域福祉に関する事項を調査審議するため審議会に地域福祉専門分科会を置く。

2 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 専門分科会に会長及び副会長一人を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

4 会長は、会務を総理し、専門分科会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門分科会の会議)

第4条 専門分科会の会議については、条例第4条の規定を準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「会長」とそれぞれ読み替えるものとする。

(審査部会)

第5条 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条の規定による身体障害者福祉専門分科会審査部会に部会長及び副部会長一人を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

2 部会長は、会務を総理し、審査部会を代表する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審査部会の会議)

第6条 審査部会の会議については、条例第4条の規定を準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「審査部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」とそれぞれ読み替えるものとする。

(会議の公開)

第7条 審議会（民生委員審査専門分科会及び身体障害者福祉専門分科会審査部会を除く。）の会議は、公開とする。ただし、審議事項により必要と認められる場合は、非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 専門分科会、審査部会の庶務は、それぞれの所掌事務を分掌する課が処理する。

(補則)

第9条 この規定に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が別に定める。

附則

この規定は、平成15年4月1日から施行する。